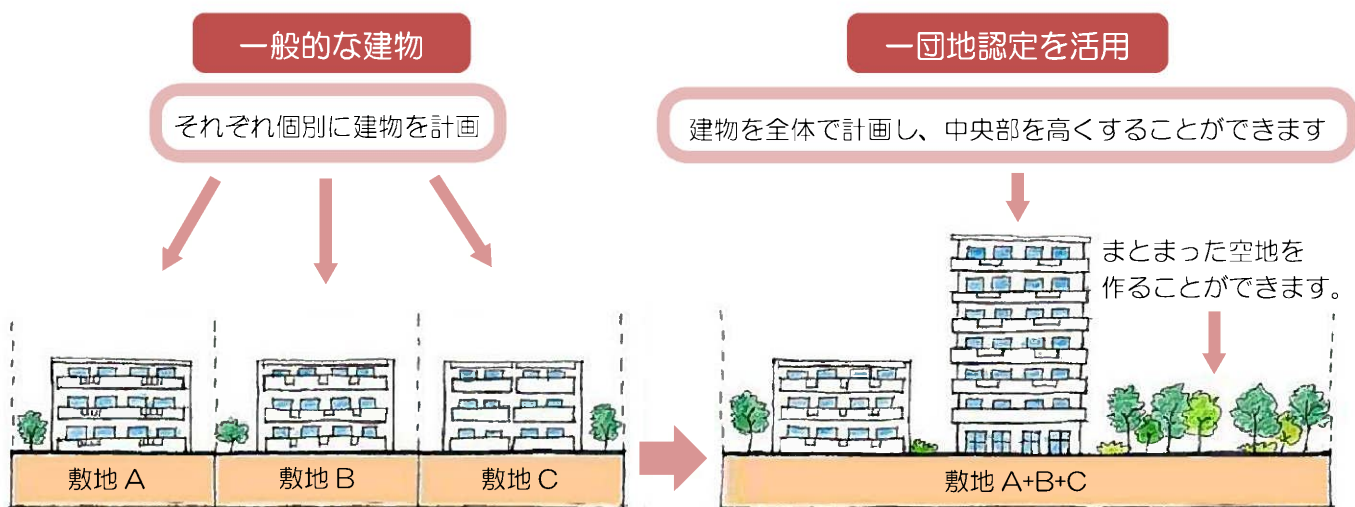


一団地認定制度の概要

● 光が丘の建築手法 — 一団地認定制度（建築基準法第86条制度）の活用 —

「グラントハイツ跡地開発計画」で決定した、“周辺部は低く、中央部が高い（3階～30階）”まちなみを実現するために、光が丘では「※一団地認定制度（法86条制度）」を活用しています。

この制度では、建物の計画をそれぞれ個別で考えるのではなく、大きな区域全体で考えることができます。区域全体で建物の規模などを検討できるので、土地を有効に利用することができます。



※「一団地認定制度（法86条制度）」とは、建築基準法第86条に基づき特定行政庁（光が丘の場合は東京都）が建物の計画を認定することにより、2つ以上の建物の敷地を一つとしてみなして、個々の建物の制限を緩和することができる制度です。

● これから建物を建てる場合 — 必要な手続き —

光が丘では、幹線道路をはさんだ南側と北側の2つの区域がそれぞれ一団地認定を受けています。

光が丘で建物を建てる場合、新たな建物を東京都に認定してもらうことが必要です。たとえ小規模な建物（屋根付き自転車置場やプレハブ倉庫など）でも一団地認定の手続きは必要となります。

また、認定を受ける際には、認定区域内の全権利者（土地所有者や借地権者）に対して、建物の計画について説明する必要があります。

